

「食」の自立支援事業（配食サービス）

●内容●

調理が困難で栄養改善や見守りが必要な高齢者を対象に、配食サービスを行うことで定期的・継続的に安否確認をします。また、食の自立を支援し、健康と自立した生活の向上を図ります。

●対象者●

おおむね65歳以上の単身世帯、または高齢者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯に属し、自立支援の観点からサービスを利用することが適切である方

●問い合わせ先●

地域包括支援室 ☎43-5237（南あわじ市役所本館1階）

高齢者向け宅配弁当

名 称	連絡先	対 象	内容および料金
宅配クック123 【休日】 1/1～1/3	【電話番号】 37-3224 【FAX 番号】 37-3225 【住所】 湊 1126-9	【対象者】 南あわじ市内の方 【対象エリア】 南あわじ市内	昼食・夕食お弁当の配達 【料金】 ・普通食 648円 ・カロリー・塩分調整食 847円 ・やわらか食 847円 ・おかずのみ（普通食） 577円 ・朝食パンセット 275円～ 他 ※昼食・夕食はそれぞれお届け ※朝食は夕食と一緒にお届け可能 ※安否確認・声掛け 買い物代行サービス（飲料・お菓子・食品・日用品等、指定カタログ内のみ）※弁当と一緒にのお届け

在宅高齢者等紙おむつ支給事業

●内容●

失禁状態にあり、常時紙おむつの使用が必要と認められる在宅の方に紙おむつを支給します。

●対象者●

次の①～③のいずれかに該当する方

- ①おおむね65歳以上で失禁状態にあり、常時紙おむつを使用している在宅の高齢者
- ②身体障害者手帳または療育手帳を所持し、常時紙おむつを使用している方またはその使用が適切と判断された方
- ③40歳以上 65歳未満で若年性認知症と診断され、紙おむつの使用が適切と判断された方

●問い合わせ先●

地域包括支援室 ☎43-5237（南あわじ市役所本館1階）

🌱 家族介護用品支給事業

● 内容 ●

要介護4・5の高齢者を在宅で介護している家族に対して、介護用品（紙おむつ・尿とりパット等）を支給することにより、高齢者の在宅生活の継続、向上を図ります。

● 対象者 ●

要介護4・5の高齢者を在宅で介護している家族

● 問い合わせ先 ●

地域包括支援室 ☎ 43-5237（南あわじ市役所本館1階）

🌱 移動販売

名 称	連絡先	対 象	内容および料金
移動スーパー とくし丸	【電話番号】 26-2866 （マイ・マート とくし丸係） 【住所】 洲本市納85-1	【対象者】 高齢者や体の不自由な方で日常の買い物にお困りの方 【対象エリア】 八木・福良 …月曜・木曜 広田・賀集・阿万 …火曜・金曜 倭文・津井・阿那賀 …水曜・土曜	生鮮品・総菜・食料品・日用品などの商品を軽トラに詰め込み玄関先までお届けします。 希望する方のお宅に伺い、その場で、見て、買えて注文できます。 【料金】 1点につき スーパー店頭小売価格+20円 ※週2回の訪問が「見守り」となり地域包括支援センターと連携し「見守り隊」としての役目も果たします。

🌱 出張の理容室・美容室

名 称	連絡先	対 象	内容および料金
ヘアースタジオ E-dash 【店舗営業日】 火～日曜 9:00～19:00 【店舗定休日】 月曜、第3日曜	【電話番号】 36-5570 【住所】 松帆古津路 565番地50	【対象者】 高齢者・障害者 ※付添必要 【対象エリア】 旧西淡町内	出張理容 【料金】 カット…2,500円 別途出張料…500円 ※シャンプー・顔そり別料金 出張は基本月曜（平日は応相談） ※病院・施設 南あわじ市内応相談 10人以上の場合は料金相談可
えーかお 【営業日】 特に決めてません。 できるだけご要望に対応させていただきます。	【電話番号】 090-4648-6411 【住所】 洲本市物部 2丁目12-6	【対象者】 美容室に行くことができない方 【対象エリア】 南あわじ市内 洲本市内	訪問カット 【料金】 カットのみ…3,000円～ シャンプーのみ…1,500円～ シャンプーとカット…4,000円～ 出張費用込みです。ただし所要時間往復1時間以上プラス1,000円

訪問フットケア

名 称	連絡先	対 象	内容および料金
訪問フットケア ーあしのおとー 【営業日】 9:30~15:00 できる限りご要望を 確認し対応します。 病院・施設での施術、 複数人の場合など、 相談に応じます。	【電話番号】 090-5199-6216 【住所】 市三條 930-15 【ホームページ】  【公式 LINE】 	【対象者】 ご自身や家族、施設 などでケアができず お困りの方 【対象エリア】 淡路島内全域	巻き爪や自分では切れない爪のカット、かかとのガサガサ、歩行時に痛む足裏の魚の目やタコなどの角質ケア 【料金】 トラブルなしの通常の爪切り …2,000円(30分) トラブルがある爪切り(肥厚爪、巻爪) …6,000円(60分) 角質ケア (かかと、魚の目、タコ、爪まわり) …4,000円(40分) 訪問先1ヶ所につき出張料金500円

家事代行

名 称	連絡先	対 象	内容および料金
株式会社はな 福祉タクシーしまなみ 【営業日】 月~土曜 9:00~17:00 日曜祝日は要相談で お受けできます。	【電話番号】 070-1251-8733 【住所】 広田広田437-1	【対象者】 限定なし 【対象エリア】 南あわじ市内 洲本市内	ゴミ出しや掃除・庭の草むしり 重い家具の移動や高いところの作業 カーテンの取り外しや洗濯 家族不在時の見守りやケア 普段の安否確認など 看護師同伴で病院への付き添い、診察の引率、説明を聞いて家族に報告 薬の受け取り・服薬準備 【料金のめやす】 30分…1,000円 1時間…2,000円

家電の修理・サポート

名 称	連絡先	対 象	内容および料金
株式会社 Jwave 【営業時間】 10:00~19:00 【定休日】 火曜	【電話番号】 20-7925 【住所】 八木寺内1150-2 サンみはら202	【対象エリア】 淡路島全域	スマホ、パソコンのトラブル解決、操作説明等のサポート プリンタ接続、アプリの使い方、操作がわからないなど、幅広いサポートを行っています。 【料金】 訪問サポート1時間…6,600円~ 来店サポート30分…1,800円~

🌱ちょこっとサポートサービス

●内容●

あなたの暮らしを「ちょこっと」サポート!

ちょこっとサポートサービスは、皆さんの生活をちょこっとお手伝いする、南あわじ市シルバー人材センターの新たな取り組みです。

例えば… ゴミステーションまでのゴミ出し、おうちの草引き など、1回につき15～30分程度で、おうちで手伝ってほしいことをシルバーさんがサポートします。

費用は1回につき200～500円程度（作業内容により個別決定）、事前に購入いただいたポイントシールで支払います。

●対象者●

どなたでもご利用できます。

●問い合わせ先●

公益社団法人 南あわじ市シルバー人材センター ☎45-0012（南あわじ市広田広田1064番地）

🌱ゴミ出し支援事業

●内容●

ゴミを集積場所に排出することが困難で、親族や近隣住民の方などの協力を得られない高齢者または障がい者を対象に、ゴミを玄関先などで収集します。

●対象者●

単身世帯の方（同居する方が高齢者等の理由で、ゴミの搬出が困難な世帯を含む）で、次のいずれかに該当する方

- ① おおむね65歳以上で、要支援認定または要介護認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳、療養手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方または難病患者

●問い合わせ先●

環境課 ☎43-5214（南あわじ市役所本館2階）



🌱防犯機能付電話機等購入費補助金

●内容●

市内で特殊詐欺被害が多発しています。被害に遭わないためには、犯人と話さないための対策が重要です。南あわじ市では、特殊詐欺被害を未然に防止することを目的として、防犯機能付き電話機を購入する費用の一部を補助します。

【対象機器】以下2つの機能を有する「固定電話機」または固定電話機に設置する「外付け機器」

①着信前児童警告機能

着信音が鳴る前に相手に「通話を録音します」等の警告メッセージを流す機能

②自動録音機能

通話内容を自動で録音する機能

【補助額】購入金額の2/3（固定電話機は上限10,000円、外付け機器は上限5,000円）

※機器を購入する前に申込が必要です。

※予算上限に達した時点で申込受付を終了します。

●対象者●

市内在住で65歳以上の方がいる世帯

※65歳未満で若年性認知症等により特殊詐欺対策を必要とする場合は別途ご相談ください。

●問い合わせ先●

危機管理課 ☎43-5203（南あわじ市役所本館3階）

🌱補聴器購入補助金

●内容●

聴力機能の低下により日常生活に支障がある高齢者に補聴器の装用を促進し、高齢者の社会参加及び地域交流を支援するため、高齢者に対して補聴器の購入費用の一部を助成します。

【補助内容】補助額は、補助対象経費の1/2（100円未満切り捨て）と40,000円を比較していずれか少ない額です（片耳、両耳問わず上限額は変わりません）。

※補助対象は、管理医療機器としての本体と付属品（集音器は対象外）。

※故障、修理、メンテナンス等は対象外です。

※補助決定を受けた年度内に購入し、請求してください。

※申請前に購入されたものは補助対象外です。

●対象者●

以下のすべての要件を満たす方

①市内に住民票を有しかつ市内に居住する満65歳以上の方

②聴力障害による身体障害者手帳の交付を受けていない中等度難聴（40～70db）の方

③耳鼻科の医師の診断を受け、補聴器の必要性を認める証明（医師意見書）を受けた方

④市税並びに介護保険料及び後期高齢者医療保険料を滞納していない世帯に属している方

⑤過去にこの補助金の交付を受けている場合は、申請時点でこの補助金の交付決定の日から5年を経過している

●問い合わせ先●

長寿・保険課 高齢者福祉係 ☎43-5217（南あわじ市役所本館1階）